

認可外保育施設利用料の領収書の発行について（依頼）

三木市では、認可外保育施設を利用している児童に対し、利用料の補助を行っております。大変お手数をおかけしますが、対象児童の保護者が支払われた利用料に対し、領収書の発行をお願いいたします。保護者は、請求書に貴施設が発行される領収書を添えて、償還払いによる請求をされることになります。

★ 補助内容

・ 対象施設	都道府県等に届出を行い、認可外保育施設指導監督基準適合証明書が発行されている認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）	
・ 対象児童及び補助要件 ※すべて満たしていることが条件です。	・ 教育・保育給付認定（1号認定、2号認定、3号認定のいずれか）を受けていること ・ 保護者と児童が補助対象月の初日に三木市に住民登録があること ・ 対象施設を利用していること ・ 施設等利用給付を受けていないこと ・ 多様な集団活用事業の利用支援事業補助の対象でないこと ・ 認可保育施設（保育所、認定こども園等）に在籍していないこと	
・ 月額上限額	1号認定児童 (保育要件のない3歳児以上)	月額保育料と25,700円のいずれか少ない額
	2・3号認定児童のうち、 保育要件のある3歳児以上	月額保育料と37,000円のいずれか少ない額
	2・3号認定児童のうち、 保育要件のある3歳児未満	月額保育料の半額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と21,000円のいずれか少ない額
	※保育要件のない0～2歳児は、補助対象外です。 ※「〇〇歳児」とは、当年度の4月1日時点の年齢です。	

★ 領収書について

- ・ 領収書の様式は任意です。次の項目は、必ず記載ください。

領収日、保護者名、児童名、該当月、利用料額、施設住所、施設名、代表者名、領収印

- ・ 領収書の様式をお持ちでない場合、別添の参考様式をお使いください。

★ 保護者からの交付申請および交付請求について

- ・ 保護者には、別添のとおり請求方法の案内と交付申請書および交付請求書の様式一式をお渡ししています。
（令和7年度分の市への提出期限：令和8年4月15日（水））

問い合わせ先：三木市教育委員会 教育・保育課
〒673-0492 三木市上の丸町10-30 TEL：0794-82-2000 内線3548